

第5節

風水害対策

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料

風水害の現況と最近の動向

1 令和5年中の主な風水害

令和5年中の風水害による人的被害は、死者31人、行方不明者3人、重傷者42人及び軽傷者268人、住家被害は、全壊125棟、半壊6,250棟及び一部破損2,211棟となっている（第1-5-1図）。

また、令和5年中に発生した台風の数17個であり、このうち日本列島に上陸した台風は1個であった。

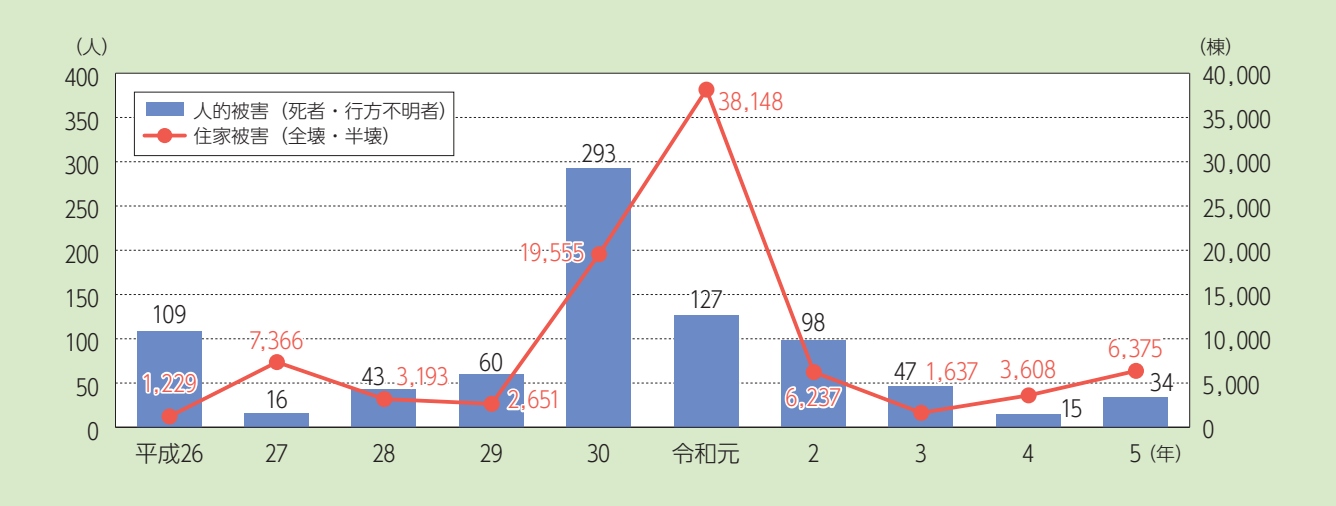
なお、令和5年中の主な風水害による被害状況等については、第1-5-1表のとおりである。

2 令和6年1月から10月までの主な風水害

令和6年1月から10月までの主な風水害による被害状況等については、第1-5-2表のとおりである。

第1-5-1図 風水害による過去10年間の被害状況の推移

(各年中)



(備考) 「災害年報」により作成

第1-5-1表 令和5年中の主な風水害による被害状況等

(令和6年4月1日現在)

番号	災 害 名	主な被災地 (特別警報が発表された都道府県)	人的被害 (人)				住家被害 (棟)					消防庁の対応
			死者	うち災害関連死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	
1	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号(6/1～3頃)	関東甲信、東海、近畿	6	1	2	50	31	542	172	2,271	6,869	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
2	令和5年6月29日から大雨(6/28～7/13頃)	北陸、中国、九州(大雨特別警報：福岡、大分)	11		1	15	51	896	699	1,259	5,080	・災害対策本部設置(第2次応急体制) ・警戒情報発出
3	令和5年7月15日から大雨(7/14～16頃)	東北	1			6	11	2,921	29	722	3,705	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
4	令和5年台風第6号(7/30～8/11頃)	四国、九州、沖縄	1			105	5	26	243	30	124	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
5	令和5年8月3日から大雨(8/3～10頃)	北海道							2	1	12	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
6	令和5年台風第7号(8/11～17頃)	東海、近畿、中国(大雨特別警報：鳥取)				61	4	15	281	123	537	・災害対策本部設置(第2次応急体制) ・警戒情報発出
7	令和5年台風第13号(9/7～9頃)	東北、関東甲信	4			21	19	1,791	503	812	3,382	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出

(備考) 「災害年報」により作成

第1-5-2表 令和6年1月から10月までの主な風水害による被害状況等

(令和6年11月21日現在)

番号	災 害 名	主な被災地 (特別警報が発表された 都道府県)	人的被害 (人)				住家被害 (棟)					消防庁の対応
			死者	うち災害 関連死者	行方 不明者	負傷者	全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	
1	令和6年5月27日から の大雨 (5/27～28頃)	関東甲信、東海、四国	2			1		1	2	3	32	・災害対策室設置 (第1次応急体制) ・警戒情報発出
2	令和6年6月17日から の大雨 (6/17～19頃)	東海、四国、沖縄							8	39	104	・災害対策室設置 (第1次応急体制) ・警戒情報発出
3	令和6年6月21日から の大雨 (6/21～24頃)	中国									3	・災害対策室設置 (第1次応急体制) ・警戒情報発出
4	令和6年7月10日から の大雨 (7/9～16頃)	中国、四国	3			2	3	50	24	52	146	・災害対策室設置 (第1次応急体制) ・警戒情報発出
5	令和6年7月25日から の大雨 (7/24～27頃)	東北 (大雨特別警報：山形)	5			5	25	578	9	87	1,399	・災害対策本部設置 (第3次応急体制) ・警戒情報発出
6	令和6年台風第5号 (8/10～14頃)	東北							1	4	10	・災害対策室設置 (第1次応急体制) ・警戒情報発出
7	令和6年台風第7号 (8/15～17頃)	関東				4			2			・災害対策室設置 (第1次応急体制) ・警戒情報発出
8	令和6年台風第10号 (8/26～9/3頃)	東海、四国、九州 (暴風特別警報：鹿児島) (波浪特別警報：鹿児島) (高潮特別警報：鹿児島)	8			134	12	135	1,933	291	2,615	・災害対策本部設置 (第3次応急体制) ・警戒情報発出
9	令和6年9月20日から の大雨 (9/20～23頃)	北陸 (大雨特別警報：石川)	16			47	108	565	59	285	1,284	・災害対策本部設置 (第3次応急体制) ・警戒情報発出

(備考) 「消防庁とりまとめ報」により作成

風水害対策の現況と課題

1 避難情報の適時適切な発令

避難情報に関し、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難勧告及び避難指示が「避難指示」に一本化されるなど、避難情報の在り方が包括的に見直された。

また、これに伴い各市町村が避難情報の発令基準や伝達方法、防災体制等を検討するに当たって、参考とすべき事項を示した「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月内閣府)が改定された。

市町村においては、同法や内閣府の避難情報に関するガイドラインを踏まえ、避難情報の適切な発令基準の策定、運用が求められる。

消防庁では、「市町村のための水害対応の手引き」が、内閣府において令和6年5月に改訂されたことから、同月に内閣府とともに通知を発出し、避難情報の適切な発令基準の策定、運用等を内容とする同手引きの周知を図ったほか、同年10月、内閣府とともに通知を発出し、避難情報の適切な発令等を内容とする「市町村長による災害応急対応のポイント」(内閣府作成)について情報提供を行った。

また、消防庁では、避難情報の発令を行う市町村長が、リーダーシップを十分発揮し、的確な災害対応を行うことができるよう、「市町村長の災害対応力強化のための研修」を実施している。当該研修は、市町村長と講師が1対1となり、災害の警戒段階から発災後に至る重要な局面ごとに講師が市町村長へ災害に関連して想定される状況を付与し、的確かつ迅速な判断・指示を求める実践的なシミュレーションを行うものとなっており、これまで約1,000名の市町村長が参加している。

今後も、避難情報の適時適切な発令に関する取組を行っていく。

2 避難行動要支援者に係る避難の実効性の確保

市町村においては、障害者や高齢者等の避難行動要支援者の避難の実効性を確保するため、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成すること及び個別避難計画の作成に努めることが求められている。

名簿作成等に当たって留意すべき事項を示した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月策定、令和3年5月改定)等を踏まえ、市町村において避難行動要支援者に係る避

難の実効性の確保に向けた取組が進められているところである。

消防庁では内閣府と連携して避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成状況に係る調査を行い、実態を把握するとともに、先進的な取組事例を共有するなど、引き続き市町村の取組を支援していく。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成及び更新等

災害対策基本法では、要配慮者のうち自ら避難することが困難であり、特に支援を要する避難行動要支援者について名簿を作成することが市町村の義務とされている。内閣府とともに実施した調査結果によると、すべての市町村で避難行動要支援者名簿が作成されている。

名簿の作成後も避難行動要支援者の心身の状況や生活実態は時間の経過とともに常に変化しうるものであり、定期的にその実態を把握し、名簿に反映する必要があることから、市町村において名簿の更新サイクルや更新の仕組みの見直しについて検討することが求められる。また、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供し、避難支援体制の構築に努めることが円滑な避難支援、ひいては避難行動要支援者の安全確保に効果的である。そこで、消防庁では、名簿情報の避難支援等関係者への提供に関する本人同意の取得や、本人同意の有無にかかわらず外部提供できる根拠となるよう、条例に特別の定めを置くことについて検討することを、令和6年6月28日に内閣府とともに都道府県を通じて市町村に通知した。

(2) 個別避難計画の作成

災害対策基本法では、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされている。内閣府とともに実施した調査結果によると、令和6年能登半島地震の発生に鑑み、石川県内の19市町を除いた1,722市町村のうち、個別避難計画を1件以上作成している市町村の数は、令和6年4月1日現在で、1,581（割合で見れば91.8%）となっている。

個別避難計画の作成に当たっては、地域におけるハザードの状況や当事者本人の状況を踏まえ、優先度の高い者から着実に作成していくことが求められる。また、優先度の検討と併せて、市町村において、庁内外での連携、福祉専門職の参画、同計画に

基づく避難訓練の実施などを進めることが重要である。消防庁では、令和6年6月28日に内閣府とともに都道府県を通じて市町村に通知し、既に個別避難計画の作成に着手している市町村は更に効率的・効果的に取組を進め、まだ着手していない市町村は速やかに個別避難計画の作成に着手するよう要請したところであり、引き続き市町村の取組を支援していく。